

# ご確認ください 半田市事業継続緊急支援金

## 支援金制度

売上が大幅に減少した事業者に対し、持続化給付金だけでは十分に補填できない場合、支援金を支給します！

## 負担軽減

申請時に添付する書類は持続化給付金の申請とほぼ同様ですので、新たな書類を準備する必要はありません。

## 早期の支給

申請書の提出後、書類を審査し支援金を支給します。概ね2週間程度で指定口座に振込を行います。

## 安心・信頼

支援金の申請窓口は「半田商工会議所※」となっています。支援金は半田市から支給されます。 ※非会員の方も同様

支援金：法人：100万円以内、個人事業者：50万円以内

## 対象者：

- ① 半田市に事業所を有すること。
- ② 令和2年2月から5月までの間で、前年同月比で売上額が50%以上減少した月（対象月）が存在すること。  
※令和元年6月以降に創業された方は支援金の算定ができないため、対象外
- ③ 本年対象月限界利益から前年月平均限界利益を差し引いた当月減益に、国による持続化給付金見込額を補填しても減益が生じる事業者であること。
- ④ 交付申請日及び交付決定日において転出・倒産・廃業していないこと。

申請期限：7月31日(金)まで **期間延長**

申請場所：半田商工会議所（半田市銀座本町1-1-1）

申請方法：（原則）郵送

その他：申請に必要な書類は半田市または半田商工会議所のホームページをご覧ください。

半田市 事業継続緊急支援金

検索 

## ■支援金算定方法

$$\text{事業継続緊急支援金} = (A - B - C) \times D \times 1/2$$

※算定結果が千円未満（マイナス値を含む）の場合、支援金対象とはなりません。

A：前年月平均限界利益＝直近年度の売上金額/12カ月×(1-みなし仕入率)

B：対象月限界利益＝今年の売上減少月の金額（令和2年2月～5月の間で最小の月を選択）×(1-みなし仕入率)

C：持続化給付金＝直近年度の売上金額－今年の売上月額（令和2年2月～5月間で最小の月額）×12ヶ月

※持続化給付金の上限（法人：200万円、個人事業主：100万円）

※持続化給付金を申請した方も対象です。支援金算定の為に、必要な金額です。

D：市内従業員割合（市内/（市内+市外））×100

※市外に支店や営業所がある場合、その支店や営業所の従業員数で割合が変わります。

※みなし仕入れ率：業種（卸～不動産で6分類）により、仕入れ率の割合が違います。

※詳細は下表をご覧ください。

簡易課税制度の事業区分の表

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第二種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)をいいます。
第三種事業	70%	農業(※)、林業(※)、漁業(※)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。 ※令和元年10月1日を含む課税期間(同日前の取引は除きます。)からは、農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分が第三種事業から第二種事業へ変更されます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第六種事業	40%	不動産業

半田市 事業継続緊急支援金

検索

国税庁ホームページ 簡易課税制度 (No.6509) より

支給対象者であるか、上記ホームページを検索ください。

ホームページ内の **対象判別表 (Excel 様式)** で、**対象か否か確認** できます。